

社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助Q&A集

R3.7.20

| No. | 質問                                                                                                                                                                                                                        | 回答（本省）                                                                                                                        |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 当市において、都市計画決定済でありながら、現在までに事業着手できていない都市計画道路の整備計画が複数路線存在する。個別補助の交付要綱において事業実施の要件に「連携事業の確実な実施が見込まれること。」とあるが、都市計画決定を受けて数十年経過している都市計画道路であっても、確実な実施が見込まれると実施主体において判断できるのであれば、個別補助事業の対象として問題はないか。                                 | 都市計画決定からの経過年数にかかわらず、都市計画に位置付けられた道路の整備については、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                               |
| 2   | 当市における下水道整備の普及率は、現在100%であるが、下水道施設の老朽化に伴い、今後計画的に下水道管等の付設替えを予定している。地籍調査が実施されていることで、官民境界位置の確認等が寄与となり、下水道事業を円滑に進めることができることから、下水道事業計画の認可区域と重複する地籍調査実施予定区域であれば、個別補助事業の対象として問題はないか。                                              | 下水道事業計画の認可区域については、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                                                        |
| 3   | 堤防が整備されておらず、台風等の増水による床上浸水を含む浸水被害が想定される地域を対象に、防災集団移転促進事業(補助事業)を活用して住民の集団移転を行う予定がある。移転元地を対象として地籍調査を実施し、成果を用地調整に活用することで、防災集団移転促進事業での用地測量等に係る経費の削減並びに事業期間の短縮を図ることができると思うが、個別補助事業の対象として問題はないか。                                 | 施設整備が伴わない防災集団移転促進事業であっても、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                                                 |
| 4   | 農林水産省の補助を受けて実施する明渠排水事業があるが、国土交通省以外の補助金事業であっても社会資本整備事業であるならば、個別補助事業の対象として問題はないか。                                                                                                                                           | 国土交通省以外が所管する補助事業(公共事業)であっても、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                                              |
| 5   | 当市において予定されている電線共同溝事業の実施予定箇所を個別補助事業の対象として問題はないか。                                                                                                                                                                           | 電線共同溝事業について、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                                                              |
| 6   | 当市において予定されている農業集落排水事業の実施予定箇所を個別補助事業の対象として問題はないか。                                                                                                                                                                          | 農業集落排水施設や漁業集落排水施設の整備について、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                                                 |
| 7   | 連携計画の事後点検や評価などのフォローアップについては、どのように考えているか。                                                                                                                                                                                  | 連携事業に対するフォローアップ調査等は現段階では想定していない。                                                                                              |
| 8   | 連携事業の確実な実施を見込んで過年度に交付決定を受けた案件が、社会情勢の変化などにより連携事業の実施が困難となった場合、どのような対応になるか。                                                                                                                                                  | 事業期間である場合、連携計画の実施が困難となった時点で、連携計画が取り消されて、以降は当該補助金の対象ではなくなる。なお、計画見直しにより、連携事業が中止となる場合が想定される可能性が当初から予見されている場合には、最初から連携対象とすべきではない。 |
| 9   | 今年度は負担金対象としていた地区において、下水道の整備計画が策定され、翌年度から段階的に施工される場合、連携計画が策定可能であれば、当該補助の対象となるか。                                                                                                                                            | 過年度において負担金対象としていた地区であっても、地籍調査成果が社会資本整備の円滑化に資するのであれば、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                      |
| 10  | 今年度まで負担金対象としていた地区において、上水道管の耐震化事業が数年前に計画策定されており、以降10年間に渡り施工されることが判明した場合、連携計画が策定可能であれば、翌年度からは当該補助の対象となるか。                                                                                                                   | 過年度において負担金対象としていた地区であっても、地籍調査成果が社会資本整備の円滑化に資するのであれば、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                      |
| 11  | 市町村単費による民有林の施業助成(造林、間伐等)を行うソフト事業について、当該補助の対象となるか。(補助はハード事業に限定されるか) 当該市町村単費事業は、間伐等と一体的に作業道の整備を行う場合も事業対象としており、間接的に社会資本整備に連携しているものとする。山林境界の明確化が円滑に行われるため、適切な森林保全が図られるとともに、罹災時における復旧・復興の迅速化につなげる。                             | 連携事業の対象はハード事業に限定していない。当該事業が社会資本整備に関連すると理由付けができれば本事業の対象となり得る。                                                                  |
| 12  | 個別補助事業の対象とする地籍調査実施区域について、連携する社会資本整備区域との重複率による制限はあるか。                                                                                                                                                                      | 連携事業実施区域と地籍調査実施区域との重複率に制限はない。                                                                                                 |
| 13  | 当市内で火山砂防事業を実施中の区域がある。当該事業区域の上流域や周辺区域で、土砂災害警戒区域ではないが流出土砂等による土砂堆積などにより境界不明地が発生する可能性があると考えられる地区についてあらかじめ地籍情報を整備し復旧に資することを目的とする場合は補助の対象となるのか。連携事業とはどの程度の関連があれば一体として社会資本の整備に資すると判断されるのか。なお、地籍調査を想定している地区では防災対策事業の計画(予定)はありません。 | 流出土砂等による土砂堆積などにより境界不明地が発生する可能性があると考えられる地区があるだけでは対象とならない。その地区において防災対策事業の計画予定があり、地籍調査実施区域が防災事業実施区域に重複していれば、連携計画作成は可能である。        |

社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助Q&A集

R3.7.20

| No. | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 回答（本省）                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14  | 補助要件に「連携事業の確実な実施が見込まれること」とあるが、具体的な事業計画が決定されていることが必要か。市町村基本計画などの上位計画レベルの場合はどうか。                                                                                                                                                                                                                                                 | 当該地籍調査実施区域において連携計画の確実な実施が見込まれるものである必要があるが、計画の種別・レベルに関するしぼりはない。                                                                                                                                                                                                              |
| 15  | 連携事業の実施主体は国、県、市町村が考えられるが、実施主体に限定はあるのか。地方公営企業や地方三公社、いわゆる第3セクターはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                             | 連携事業の実施主体に限定はない。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 16  | 換地を伴う事業（土地区画整理事業、ほ場整備）は、個別補助事業の対象として問題はないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 個別補助事業の対象とすることができるが、個別に相談されたい。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 17  | ・下水道事業計画の区域と重複する地籍調査実施予定区域は、Q&A記載例にあるとおり、個別補助事業の対象とされているが、全体計画を策定しただけでは、補助対象にはならないということでしょうか。<br>・また、連携事業の確実な実施が見込まれるとして個別補助事業による地籍調査を実施した後に、下水道事業計画の見直しにより、下水道事業の実施が延期となったり、最悪実施されないという場合が想定される。<br>このため、地籍調査実施から連携事業の着手までの期間に制約（例えば地籍調査後5年以内とか）を設けたり、連携事業が実施されたかどうかのフォローアップ調査を今後行う予定はあるか。また、連携事業が実施されない場合、個別補助金を返還することになるのか。 | ・下水道全体計画であっても、当該地籍調査実施区域において連携計画の確実な実施が見込まれるものであれば、補助対象となり得る。<br>・連携事業のフォローアップ調査等は現段階では想定していない。下水道事業計画の見直しにより、下水道事業の実施が延期となったり、実施されないという場合が当初から想定される可能性があるのであれば、最初から連携対象とすべきではない。当初は実施されないことが想定されていなかったが、地籍調査実施中に思いもよらず連携事業が実施されないことが決定した場合、基本的には既に実施済分の補助金について返還を求めることはない。 |
| 18  | 県営土地改良事業（農林水産省補助金）で排水路整備が計画されている区域を個別補助事業により地籍調査を行うことを検討したいが、排水路は線の整備であるため、地籍調査区域との重複率が低くなると思われる。<br>この場合、重複率の数値により個別補助事業の活用可否や予算配分の査定判断基準になるのか。                                                                                                                                                                               | 連携事業実施区域が地籍調査実施区域に重複しているのであれば、連携計画作成は可能である。事業が排水路整備事業でも問題はない。                                                                                                                                                                                                               |
| 19  | 社会資本整備円滑化地籍整備事業連携計画記載例「7. その他必要な事項」欄に連携事業の事業概要の公表について記載があるが、この公表は必須事項か。また、公表が必須の場合、公表する者は、地籍調査事業部局、連携事業部局のどちらが行うのか。                                                                                                                                                                                                            | 公表資料がない場合は、必ずしも提出を求めるものではない。その場合、連携計画において「公表資料なし」と記載。                                                                                                                                                                                                                       |
| 20  | 集落内の市道の側溝整備をするにあたり、当初用地買収が発生すると想定していたが、地籍調査の実施により官民境界位置が明確化された結果、官地内で収まることばかり連携事業の実施にあたり用地買収が不要となることにも構わないか。<br>（補助対象となる連携事業はバイパスのような改築事業を想定していますが、道路の側溝整備のような事業も対象となり得るのか確認したいところです。集落内の公道だと、民地に側溝が食い込んでいるケースがあるため、側溝の入替え整備にあわせて、官民境界を明確にできないか。）                                                                              | 官民境界が明確化されることにより円滑な社会資本整備の実施が可能となると言える理由を具体的に説明できるのであれば、個別補助事業の対象として問題ない。                                                                                                                                                                                                   |
| 21  | 連携事業実施時期の明確な回答が得られない場合、個別補助事業の対象とすることは可能か。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 連携計画の記載例では「○年度予定」や「○年度見込み」と記載し、連携計画を作成できる。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 22  | 都市計画決定済であるが、現在までに事業着手できていない都市計画道路の整備計画がある。個別補助の交付要綱における事業実施の要件に「連携事業の確実な実施が見込まれること」とあるが、計画決定を受けて数十年経過している都市計画道路でも、将来的な実施が見込まれると実施主体で判断できるのであれば、個別補助の対象とすることができるか。                                                                                                                                                              | 都市計画決定からの経過年数にかかわらず、連携事業の対象とすることができる。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 23  | 立地適正化計画における、「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」と重複する地籍調査実施予定区域であれば、個別補助事業の対象として問題はないか。                                                                                                                                                                                                                                                         | 区域に対して補助が認められた社会資本整備事業があり、これに該当する事業と交付対象事業実施区域が重複するのであれば連携計画作成は可能である。                                                                                                                                                                                                       |
| 24  | 林地を主体に地籍調査を行う地域において、農林水産省の補助を受けて実施する治山事業（流路工、谷止工等）を連携事業の対象としてよいか。                                                                                                                                                                                                                                                              | 農林水産省の補助を受けて実施する治山事業（流路工、谷止工等）については、連携事業の対象とすることができる。                                                                                                                                                                                                                       |
| 25  | 地籍調査計画地区にて、現在、土木事務所の道路事業として用地買収が実施中であり、数年後に道路拡幅が施工される路線が地区内に入る予定である。<br>本事業の定義として「当該事業に先行して、又は併せて行われるものであり」という記載があるが、既に用地買収を進めている公共事業を併せて行われるものとして本事業の対象とすることはできるのか？ また、不可である場合には連携事業がどの段階にまで至ると不可となるのかをご教授いただきたい。                                                                                                             | 境界が明確化されることにより円滑な社会資本整備の実施が可能となる理由が具体的にあれば、個別補助事業の対象として問題ない。                                                                                                                                                                                                                |
| 26  | 森林経営管理法（平成31年4月施行）に基づき、令和2年度から令和16年度にかけて経営管理権集積計画を策定し、森林管理の適正化を図っている。<br>当該計画の策定に当たり、中山間地の合成公図を作成し、計画区域内の森林の所有者と折衝をしているが、公図と現地のずれ、所有者不明土地の解消、面積の測量等が事業遂行の支障となっている。<br>地籍調査を行うことで、課題が解消され、森林管理の適正化が図られると考えているが、個別補助事業の対象として問題はないか。                                                                                              | 連携事業が社会資本の整備でなければ連携計画を作成できない。当該事業が社会資本整備に関連すると理由付けができれば本事業の対象となり得る。                                                                                                                                                                                                         |

社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助Q&A集

R3.7.20

| No. | 質問                                                                                                                                                                                                                                                             | 回答（本省）                                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27  | 令和4年度から実施する地籍調査の成果は3～4年後となり、すぐに用地調査に反映することはできませんが、各筆の土地情報について確認や提供ができるなど事業を推進する上で重要であると認識しており、公共事業連携を意識して行うことにより、円滑な用地事務に繋がると思います。本町としては、公共事業連携としての事業効果が十分発揮されるとはいえないにしても、公共事業連携と位置づけ社会資本整備円滑化地籍整備事業補助として実施できないものか。                                            | 交付対象事業は社会資本整備に関する事業と一体のものとして、当該事業に先行して、又は併せて行われるものであり、かつ、社会資本整備の円滑化に資するものであれば、連携計画作成及び交付申請の対象とできる。                        |
| 28  | 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助金の実施地区において、入札差金が発生し、補助金を有効活用するため、工程を前倒して実施しようと考えている。手続きの順序として、連携計画を変更し、承認してから事業計画の変更の報告を行うのか、それとも同時申請でよいのか教えていただきたい。                                                                                                                         | 連携計画を変更し本省において受理されれば、次に事業計画の変更の報告を行う。                                                                                     |
| 29  | 基幹事業について、事業量要望などの調査票において基幹事業が確実に実施されることが分かる資料を求められているが、地籍調査実施後、基幹事業が実際に行われているのか後続調査が行われる可能性はあるのか。                                                                                                                                                              | 連携事業に対するフォローアップ調査等は現段階では想定していない。                                                                                          |
| 30  | 用地取得が伴わない路線の歩道整備や路肩整備、舗装修繕、側溝修繕等の事業（補助事業）についても、地籍調査事業により官民境界が明確化されることにより円滑な事業実施ができることから、個別補助事業の対象として問題はないか。                                                                                                                                                    | 官民境界が明確化されることにより円滑な社会資本整備の実施が可能となる理由が具体的にあるのであれば、個別補助事業の対象として問題ない。                                                        |
| 31  | 個別補助と社会資本整備事業総合交付金両方選択できる国土調査事業は市町村や都道府県でメニューの選択を自由にできるのか。また、その場合の補助金メニューの選択する優先順位があれば示していただき、両事業の活用に関し、その住み分けについて、具体的に示されたい。                                                                                                                                  | 個別補助と社会資本整備事業総合交付金のどちらかを選択するかについては、相談のうえ決定されたい。その場合の申請方については、両方に該当する旨を要望調査（別紙2-3、⑩種別2）に記載し、金額は個別補助に記載すること。                |
| 32  | 道路事業を行う計画（都市計画決定等）はあるが、連携事業名が決まっていない場合、事業実施は可能であるか。可能である場合、別紙2-4調書はどのように記載したらよいか。                                                                                                                                                                              | 別紙2-4へは、事業名には「仮称」と付記して作成すること。                                                                                             |
| 33  | 小規模な連携事業では、公表された計画書がなく、予算関係資料程度のものしかない場合がある。その場合、新たな資料作成が必要であるか。連携事業の資料で最低必要な項目は何か。                                                                                                                                                                            | パンフレット、HP、予算議会資料、議事録、事業部局との協議録等で連携事業の実施見込みがあるか確認している。                                                                     |
| 34  | 当市では、現在一般メニューの下水道整備の普及率は90%となっています。現在、下水道法事業整備計画（認可）を作成していますが、土地利用形態の変更などで、効率的な施設計画の見直しを整備計画内で想定しています。この施設計画の見直しでは、主要な管渠のルート選定やポンプ施設等の下水道施設の位置の選定を行います。については、官民境界の確定や下水道用地の確保に地籍調査が寄与することとなり、下水道事業を円滑に進めることができることから、下水道法事業整備計画（認可）と重複する地籍調査事業は個別補助事業の対象となりますか。 | 確実な実施が見込まれる下水道法事業整備計画の区域と重複して行われる交付対象事業であれば、個別補助事業の対象として問題ない。                                                             |
| 35  | 農林水産省の補助を受けて、地籍調査実施主体ではない別の団体が排水路の整備を実施する場合、個別補助事業の対象に該当しますか。                                                                                                                                                                                                  | 官民境界が明確化されることにより円滑な社会資本整備の実施が可能となる実施が可能となる理由が具体的にあるのであれば、個別補助事業の対象として問題ない。                                                |
| 36  | 確実な実施が見込まれると判断するのは、排水路整備事業の実施主体か地籍調査実施主体か何れですか。                                                                                                                                                                                                                | 連携計画は連携事業部局及び交付対象事業部局の双方協議のうえ作成される。その作成過程において連携事業の確実な実施についても相互に確認されるものであると認識している。                                         |
| 37  | 個別補助の対象となる事業は、地籍調査事業が完了してから、着手する事業が対象で、同時進行では、対象にならないのか？<br>例えば、R4年度でC～FⅡ-1、R5年度でFⅡ-2～H、R6年度で認証、R7年度で登記完了となった場合、個別補助事業の対象となる事業着手は、R8年度着手であれば対象となり、それ以前の着手の場合対象外か？<br>R4年度でC～FⅡ-1まで実施し一筆調査、一筆測量が完了していれば、H工程及び登記完了していなくても、R5年度から個別補助対象となる事業を着手しても、対象となるのか？       | 必ずしも交付対象事業が連携事業より先に完了させる必要はない。交付要綱第5条記載のとおり、交付対象事業は社会資本整備に関する事業と一体のものとして、当該事業に先行して、又は併せて行われるものであり、かつ、社会資本整備の円滑化に資するものとする。 |
| 38  | 要綱第2の「社会資本整備に関する事業」とはどのような事業を指すのか。定義があればお示しいただくとともに、具体的に想定されるものを例示していただきたい。                                                                                                                                                                                    | 社会資本整備に関する事業とは、道路事業、港湾事業、河川事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、下水道事業等を指す。具体の想定事業があれば本省と協議されたい。                                    |
| 39  | 防安交で実施している総合流域防災事業のように農林水産省所管の地すべり防止区域と地籍調査実施区域が重複しているとき個別補助事業の対象とすることはできないか。また、地すべり事業が具体化している場合、個別の地すべり事業箇所と地籍調査区域が重複していなくても当該地すべり区域と地籍調査区域が重複していれば対象とすることはできないか。（防安交の総合流域防災事業のイメージ）                                                                          | 社会資本整備に関する事業と一体でなければ交付対象とはならないため、社会資本整備に関する事業の区域と地籍調査区域が重複していることが要件となる。                                                   |
| 40  | 農林水産省の補助を受けて実施する、畑地かんがい施設（土地改良区が所有する施設、道路に埋設されたパイプライン及び各個人の圃場内に設置された給水栓。）の移設替えを計画している。<br>地籍調査の実施により官民境界が明確化し、給水栓の設置時に道路に越境することを防ぐことができるため、移設替え計画の区域と重複する地籍調査実施予定区域であれば、個別補助事業の対象として問題ないか。                                                                     | 畑地かんがい施設の計画区域については、連携計画作成及び交付申請の対象にできる。                                                                                   |

社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助Q&A集

R3.7.20

| No. | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 回答（本省）                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 41  | 都道府県への割当内示について、間接補助のため負担金同様に都道府県総額で行われているが、連携計画間流用を禁じていることから、内示内訳を示した形にしたい。                                                                                                                                                                                                                     | 計画ごとに金額を記載するよう検討します。<br>また、連携計画間の流用は財務省の実計協議が必要ですが禁じてはいません。                                                                                                        |
| 42  | 今後の事業推進を図るに当たり、ある成果目標が到達すれば、国として当該補助制度を廃止することがありうるのか。                                                                                                                                                                                                                                           | 現在のところ、ある目標まで達すれば廃止するという制度とはなっていません。                                                                                                                               |
| 43  | 今後は国の補助の中心を地籍調査費負担金から社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助へ移行していくということか。また、令和4年度の概算要望は既に提出済みであるが、国としては令和4年度から当該制度への移行を検討するよう県内市町村に働きかけたいという考えか。                                                                                                                                                                    | 近年の予算推移を見るに、非公共予算の確保が厳しくなっている状況にあります。一方で、令和4年度の概算要望額の集計結果では、令和3年度同様に要望額が負担金に偏っている状況であったので、可能なものについては個別補助で要望いただくよう検討をお願いするものです。                                     |
| 44  | 現状としては、個別補助対象事業の事業計画及び交付申請については、別途様式での申請となっているが、今後SCMSを利用した申請となり得るのか。                                                                                                                                                                                                                           | 現在その予定はありませんが、効率的な申請方法に引き続き検討していきます。                                                                                                                               |
| 45  | 個別補助の親事業との連携目的は、用地買収促進用や用地調整関係の以外での連携目的を要望しても補助対象となるのか。<br>例)親事業の道路事業計画目的に、近年頻発する豪雨等による大規模自然災害や遠くない将来に発生が予想される南海トラフ地震等に備えるため、ハード・ソフト一体的な防災・減災対策を着実に推進する必要があります。災害が発生しても、道路としての機能が致命的な影響を受けず維持され、最小の被害に留まり、迅速な復旧が可能となるように～と明記されている場合、その内容を目的に、道路地区周辺の地籍調査を行うとしても補助対象となるのか。なお用地調整、用地買収は終了しているとする。 | 道路事業が予定されており、地籍調査をすることにより当該道路事業が円滑化されるのであれば個別補助の対象とすることができます。                                                                                                      |
| 46  | 第7次十箇年計画において、計画されていない市町村について、個別補助事業の対象地区として問題ないか。                                                                                                                                                                                                                                               | 都道府県計画に位置付けられていない市町村については対象となりません。負担金・交付金と同様に、第7次十箇年計画に基づく都道府県計画に記載のない市町村は、本要望〆切(R4.1末)までに都道府県計画の変更を行ってください。                                                       |
| 47  | 県内市町村間での流用が可能となるよう、計画単位を県単位として頂くか、上半期にも流用できるような措置をご検討頂けないでしょうか。<br>事業費の変更が遅い時期となる場合は、工期の確保を理由に繰越は認められるでしょうか。                                                                                                                                                                                    | ・本補助金は、あくまで公共事業における補助金としての枠組で制度設計していますので、計画単位で交付決定となっています。<br>また、計画別流用は財務省の実計協議が必要となり、現在では実計協議は年2回(11月・2月)となっていますので、御承知おきください。<br>・事業費変更(示達)が遅いことを繰越理由とすることはできません。 |